BIGLOBE サービス「BIGLOBE WiMAX」特約

ビッグローブ株式会社

第1章　総則

第1条(「BIGLOBE WiMAX」の提供)

ビッグローブ株式会社(以下「当社」といいます。)は、UQ コミュニケーションズ株式会社(以下「UQ」といいます。)による BWA アクセス回線(以下「WiMAX 回線」といいます。)の卸電気通信役務を利用して、この特約に基づき、BIGLOBE サービス「BIGLOBE WiMAX」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。本サービスの内容の詳細は、当社のウェブページ上に掲示します。

2　本サービスの提供には、この特約に定めるものを除き、当社の別途定める「BIGLOBE 会員規約」、「BIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE オフィスサービス)」、「BIGLOBE 法人会員規約(料金制選択コース)」または「BIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE 法人ペイメントID)」(以下、総称して「会員規約」といいます。)の規定が適用されます。この特約と会員規約の規定とが抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、この特約が優先します。

第2条(この特約の変更)

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法に従い会員に通知することにより、この特約の全部または一部を変更することができます。この場合、その予告期間内に、本サービス会員からこの特約の第 13 条に基づく本サービス契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき本サービス会員による承諾があったものとみなします。

第3条(用語の定義)

会員規約において定義された用語の意味は、この特約においても同一の意味を有します。

2　前項に定めるほか、この特約において、次の各号の用語の意味は、各号に定めるとおりとします。

(1)「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいい、第 8 条に基づき会員が行った本サービス契約の申し込みを第9条に基づき当社が承諾することにより成立します。

(2)「本サービス会員」とは、この特約に基づき当社との間で本サービス契約が成立している会員をいいます。

(3)「BIGLOBE サービス」とは、当社が会員規約の規定に基づき提供するサービスをいいます。

(4)「契約者端末」とは、本サービスの提供を受けるために、本サービス会員が保有している必要のあるパーソナルコンピュータ等の機器をいいます。

(5)「移動無線装置」とは、契約者端末のうち、本サービスを利用するために必要となるアンテナおよび無線送受信装置であって、契約者端末のパーソナルコンピュータに装着もしくは接続されるかまたはそのパーソナルコンピュータに内蔵され、UQ が無線局の免許を受けることができるものおよび WiMAX 回線に接続することができるものに限ります。

(6)「契約者回線」とは、本サービスの提供にあたり、UQ の運用する無線基地局設備と本サービス会員の保有する移動無線装置との間に設定される電気通信回線をいいます。

(7)「料金等」とは、本サービスの提供に係わる料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

(8)「レンタル機器」とは、本サービスの提供のために当社が本サービス会員(第 5 条第 9 項に定める料金プランのうち、「Step」を選択された本サービス会員に限ります。)に貸与する移動無線装置をいいます。レンタル機器には、第 23 条に定めるタイプがあります。

第2章　本サービスの提供区域および内容

第4条(本サービスの提供区域)

本サービスの提供に係わる契約者回線の終端とすることができる場所は、当社の別途定める区域内とします。

第5条(本サービスの内容等)

当社は、本サービスを、会員規約で定める BIGLOBE サービスに付帯するオプションサービスとして提供します。

2　本サービスは、最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や契約者端末、配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況、UQの運用する無線基地局設備から契約者回線の終端までの距離などにより、実際に利用可能な通信速度が低下します。

3　当社は、本サービス会員の使用する移動無線装置に異常がある場合その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合、本サービス会員に対し、この移動無線装置またはこの移動無線装置の WiMAX 回線への接続が UQ の定める端末技術基準等に適合するか否かの検査(当社または UQ が行います。)を受けることを要求でき、本サービス会員は、自らの費用負担にて、この検査に応じます。

4　本サービス会員の使用する移動無線装置について、電波法(昭和 25 年法律第 131 号。以下「電波法」といいます。)の規定に基づき、UQ が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、本サービス会員は、自らの費用負担にて、この移動無線装置の使用を停止して、無線設備規則(昭和 25 年電波管理委員会規則第 18 号)に適合するよう、その修理、交換等を行わなければなりません。当社は本サービス会員に対し、この修理、交換等が完了した移動無線装置について、電波法の規定に基づく検査を受けることを要求することができ、本サービス会員は、自らの費用負担にて、当該検査に応じなければなりません。

5　前項に規定する検査のほか、本サービス会員の使用する移動無線装置について電波法に基づく検査を受ける必要がある場合の取り扱いについては、前項の規定を準用します。

6　前3項に規定する場合のほか、当社は、本サービス会員の使用する移動無線装置について、WiMAX回線との接続の正常性を確認するための試験を実施することが必要であると判断した場合、UQ の指定する機関が行う検査を受けるよう、本サービス会員に対して協議を申し入れることができます。この当該試験の結果、当該機関がその正常性等を確認できないと判断した場合は、本サービス会員はその移動無線装置を使用してはなりません。

7　本サービスの利用のためには、移動無線装置が必要となり、本サービス会員は、第8条に定める申し込みの時に、次の各号のいずれのパターンにより移動無線装置を入手し本サービスを利用開始するかを、予め当社に通知しなければなりません。ただし、第 30 条の規定に従います。

（1）　レンタルパターン（以下「レンタルパターン」といいます。）
この特約第6章の定めに基づき当社から貸与を受ける移動無線装置により本サービスを利用開始するパターンをいいます。

（2）　購入パターン（以下「購入パターン」といいます。）
当社が別途定める販売条件に基づき当社から購入する移動無線装置により本サービスを利用開始するパターンをいいます。

（3）　調達パターン（以下「調達パターン」といいます。）
本サービス会員が自ら第三者から購入等の方法により調達する移動無線装置により本サービスを利用開始するパターンをいいます。

8　当社が本サービスを開始する日（以下「本サービス開始日」といいます。）は、前項各号に定める各パターンごとに、それぞれ次のとおりとします。ただし、第 30 条の規定に従います。

（1）　レンタルパターン
移動無線装置が本サービス会員に到着したことを当社が認識した日

（2）　購入パターン
移動無線装置が本サービス会員に到着したことを当社が認識した日

（3）　調達パターン
第8条第2項に定める申し込みを当社が承諾した日

9　本サービスには、次の料金プランがあります。本サービス会員は、第8条に定める申し込みの時に、本条第7項各号に定める各パターンごとに選択可能な料金プラン（当社が別途定めます。）の中から、いずれかを選択しなければなりません。なお、パケット通信料は、128 バイトを1パケットとして、1 パケットごとにパケット通信料が課金されます。128 バイト未満の端数は切り上げて 1 パケットとして計算します。

料金プラン	内容
Flat	別表 2-2 に定める月額基本料が発生します。パケット通信料の支払いは不要とします。
Flat 年間パスポート	別表 2-2 に定める月額基本料が発生します。パケット通信料の支払いは不要とします。
Step	別表 2-2 に定める月額基本料およびパケット通信料が発生します。月額基本料には、9,050 パケット分のパケット通信料が含まれます。また、月額基本料とパケット通信料については、別表 2-2 に定める月々の上限額を超える支払いは不要とします。

10　一旦選択した本サービスの料金プランの変更はできません。

11　当社が本サービス会員に対し、「Flat 年間パスポート」に属する料金プランを提供する場合の取り扱いとして、第 13 条の 2 の条件を特別に定めます。

第5条の2(ファミ得パック)

「Flat」および「Flat 年間パスポート」に属する料金プランを選択する本サービス会員のうち第1条第2項に定める BIGLOBE 会員規約に基づき会員となられた方は、1 本の本サービス契約において 2 つの移動無線装置で同時に接続を行って本サービスを利用することができる付加機能（以下「ファミ得パック」といいます。）の利用を申し込むことができます。かかる申し込みに関しては、第8条および第9条の規定を準用します。本サービス会員は、本サービス会員の責任において、ファミ得パックを利用して、本サービス会員が許可した会員の関係者に対して本サービスを利用させることができます。

2　ファミ得パックの申し込みを行うことができるのは、かかる申し込み時点ですでに本サービス会員である方であって、その利用のための移動無線装置の入手パターンに関して第5条第7項で定める調達パターンまたは購入パターンを選択している場合に限ります。これ以外の方法により入手した移動無線装置でファミ得パックの利用はできません。

3　本サービス会員がファミ得パックの利用に係る当社との契約（以下「ファミ得パック契約」といいます。）を解除しようとする場合、第13条の規定を準用します。また、本サービス契約が解除されると同時に、ファミ得パック契約も解除となります。

第3章　契約

第6条(契約の単位等)

1 の会員が締結できる本サービス契約の数は1本に限ります。

2　1本の本サービス契約において本サービス会員が本サービスを利用するために使用することのできる移動無線装置の数は1つまでとします。ただし、第5条の2によりファミ得パックを利用する場合は、本サービスの利用に使用することのできる移動無線装置の数は2つまでとします。

3　購入パターンまたは調達パターンを選択して本サービスの利用を開始した本サービス会員は、理由の如何を問わず、本サービスの利用に係る移動無線装置を自ら入手した移動無線装置に変更することを希望する場合は、当社所定の方法により当社に申し込むことにより、本サービス契約を解除することなく、かかる変更を行って、本サービスを利用することができます。

4　レンタルパターンを選択して本サービスの利用を開始した本サービス会員が本サービスの利用に係る移動無線装置の変更を行うことができるのは、第28条の規定による場合に限られます。

第7条(本サービス契約の申し込み資格)

本サービス契約の申し込みを行うことができるのは、次の各号のいずれかの者とします。

(1)「BIGLOBE会員規約」に基づく会員:

接続コースご利用のBIGLOBE会員および当該会員が許可した家族会員サービス利用特約に基づく家族会員

(2)「BIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE オフィスサービス)」、「BIGLOBE 法人会員規約(料金制選択コース)」または「BIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE 法人ペイメントID)」に基づく会員:

上記規約に定めるアプリケーションコース以外のコースご利用の管理者および登録利用者(ただし、登録利用者は、管理者から許可された者に限ります。)または法人ペイメントIDを保有する会員

第8条(契約申し込みの方法)

申込者には、会員規約およびこの特約を承諾のうえ、次項および第 3 項所定の方法により、それぞれ選択したパターンに応じて、本サービス契約の内容を特定するために必要な氏名等の事項を申告のうえ、本サービス契約の申し込みを行っていただきます。

2　調達パターンを選択する場合における本サービス契約の申し込み方法は、申込者がその契約者端末のパーソナルコンピュータに移動無線装置を装着、接続または内蔵した状態で、WiMAX統合ポータルの名称でUQが運営するポータルサイトにアクセスした後に、このポータルサイトからハイパーリンクにより誘導される当社の本サービス契約の申し込み専用のウェブページに申込者が前項所定の事項を入力する方法とします。当社は、当社が別途承諾をしたときを除き、その他の方法による本サービス契約の申し込みは受け付けません。

3　レンタルパターンおよび購入パターンを選択する場合における本サービス契約の申し込み方法は、申込者が当社の別途定める方法により第1項所定の事項を当社に対して申告する方法とします。

第9条(契約申し込みの承諾)

本サービス契約は、前条所定の申し込みを当社が承諾したときに成立します。

2　当社は、前条の申し込みを行った会員と当社との間に既に有効な本サービス契約が成立している場合は、第6条第1項の規定により、この申し込みを承諾しません。また、当社は、次の各号の何れかに該当する場合には、本サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号の何れかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて本サービス会員に通知することにより、本サービス契約の全てまたはその一部を解除することができます。ただし、本項第 2 号、第 4 号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないときに、当社所定の方法にてこの本サービス会員に通知することにより、会員契約または本サービス契約を解除することができます。

(1) 本サービス契約の申込時に申込者が当社またはUQに虚偽の事項を通知したことが判明した場合

(2) 申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合

(3) 過去に不正使用などにより本サービス契約もしくはBIGLOBEサービスに関連する契約等の解除、またはBIGLOBEサービス等の利用を停止されていることが判明した場合

(4) 申込者が未成年者等であって、本サービス契約の申し込みに当たり法定代理人等の同意を得ていない場合

(5) この特約第22条の2第1項の規定に違反するおそれがある場合

(6) その他本サービス契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

3　前項の規定により本サービス契約が解除された場合、本サービス会員は、本サービスの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。

第10条(契約の解除等)

当社は、本サービス会員が次の何れかに該当した場合に、何らの責任も負うことなく、本サービス契約を解除することができます。

(1) 本サービス会員が会員契約を解除した場合

(2) 本サービス会員が会員規約に基づき提供されるBIGLOBEサービスにつき一時休止もしくは利用中止もしくは利用停止となった場合

(3) 本サービス会員が、コース変更等により第7条所定の申込資格を喪失した場合

2　当社は、前項の規定により本サービス契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を本サービス会員に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなく解除を行うことができます。

3　前 2 項に基づく解除前に本サービス契約に基づき発生した本サービス会員の一切の債務であって解除時に未履行のものは、履行されるまで解除後においても消滅しません。

4　本サービスの提供にあたりWiMAX回線を利用するための当社とUQとの間の契約が理由の如何を問わず終了した場合、本サービス契約は当社とUQ間の契約の終了と同時に終了します。当社は、この終了に関して何らの責任も負うものではありません。

第11条(利用中止)

当社は、次の何れかの場合には、本サービス会員に対する本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社またはUQの無線基地局設備、電気通信設備もしくは電気通信回線の保守上または工事上やむを得ない場合

(2) UQが本サービスの提供に必要となるサービスの提供を中止した場合

(3) その本サービス会員が、本サービスの提供に使用される設備に過大な負荷を与える行為その他この設備の運用に支障を与える行為を自ら行い、または第三者に行わせた場合

(4) 何れかの本サービス会員の使用する移動無線装置またはこの移動無線装置のWiMAX回線への接続がUQの定める端末技術基準等に適合していないと当社またはUQが認めたとき

(5) 何れかの本サービス会員の使用する移動無線装置について、電波法の規定に基づき、UQ が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を当社の定める方法により本サービス会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。

3 当社は、第1項による本サービスの利用の中止につき、何ら責任を負いません。

第12条(利用停止)

当社は、この特約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある本サービス会員、または、会員規約によりBIGLOBEサービスが利用停止となった本サービス会員については、何らの責任も負うことなく、本サービスの利用を停止します。

第13条(本サービス会員による本サービス契約の解除)

本サービス会員が本サービス契約を解除しようとするときは、当社所定のウェブページ上からその旨を当社に通知します。当社が別途承諾した場合を除き、その他の方法による通知は無効とします。この場合、本サービス会員から通知があった時点で、本サービス契約は解除となります。

第13条の2(定期利用契約)

本サービスのうち「Flat 年間パスポート」を対象とする本サービス契約については、定期利用契約となります。定期利用契約は、本条第 2 項に定める一定期間において本サービス会員が継続的に本サービスを利用することをその契約条件とします。

2 「Flat 年間パスポート」の定期利用契約における本サービスの利用期間は、本サービス開始日から、その日が属する月の翌月を起算月とする12カ月間の期間が満了する日までとします。それ以降は、本条第4項に従い、12カ月ごとに利用期間が自動更新されます。

3 本条に基づき定期利用契約として本サービス契約を締結する本サービス会員(以下「定期利用契約者」といいます。)は、前項の利用期間の満了と同時に契約を終了させるときには、その満了月中に、当社指定のウェブページにて解約の手続きを行っていただきます。

4 定期利用契約者が定期利用契約の満了月中に前項の手続きを行わなかった場合は、その満了月の翌月初日に定期利用契約は自動的に更新されます。更新後の定期利用契約の契約期間は、直前の定期利用契約の満了月の翌月初日から起算し12カ月間となります。

5 前項の規定は、その規定に基づき更新された定期利用契約の満了月が到来する都度、同様に適用されます。

6 定期利用契約者は、定期利用契約の満了月以外に本サービス会員が定期利用契約の解除手続きを行った場合、または、本サービス会員が第10条第1項各号のいずれかに該当したために当社が第10条に従い定期利用契約の満了月以外に本サービス契約を解除した場合、別表の2-4に記載する契約解除料を、その解除時に支払うことを要します。

第4章　料金等

第14条(料金等)

料金等の体系は、次のとおりとします。

(1) 初期費用

(2) 月額費用

(3) その他の料金

2 前項各号所定の料金の具体的な金額は、別表に定めるとおりとします。

第15条(初期費用)

本サービス会員は、当社に本サービス契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用を支払わなければなりません。

第16条(月額費用)

本サービス会員は、本サービス開始日が属する月の翌月初日から起算して、その本サービス契約の解除または終了があった日が属する月の末日までの期間について、当社に本サービスの月額費用のうちの月額基本料、および選択した料金プランにより発生する場合はパケット通信料およびデータ端末レンタル料を支払わなければなりません。

2 当社は、この特約に別段の定めがある場合を除いて、前項に定める期間中の各月または前項により月額費用の支払対象月とされている各月における当社所定の締め日にて、その締め日が属する月に係わる本サービスの月額費用を本サービス会員に請求します。

3 本サービス会員が、当社が本サービス会員による本サービス契約の申し込みを承諾した日が属する月に、本サービス契約の解除の通知をし

た場合、本サービスの月額費用の１カ月分を当社に支払わなければなりません。

4　この特約第 11 条の規定により本サービスの利用中止があったときは、本サービス会員は、その期間中の月額費用の支払いを要します。

5　この特約第 12 条の規定により本サービスの利用停止があったときは、本サービス会員は、その期間中の月額費用の支払いを要します。

6　月額費用のうちファミ得パック利用料に関しては、本条第 1 項の課金開始月に関する規定は適用されず、購入パターンを選択した本サービス会員については移動無線装置がその本サービス会員に到着したことを当社が認識した日が属する月、または、調達パターンを選択した本サービス会員については第８条第２項に定めるその申し込みを当社が承諾した日が属する月からそれぞれファミ得パック利用料が発生します。なお、ファミ得パック利用料の日割りは行いません。

第5章　　雑則

第 17 条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、1 日の営業時間の全部についてその状態が連続したときに限り、対象となる本サービス会員の損害賠償請求に応じます。なお、かかる請求に対して当社が賠償する損害の範囲については、本条第２項から第４項の規定が適用されます。

2　前項の場合における損害賠償の範囲は、対象となる本サービス会員に現実に発生した直接かつ通常の損害とし、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（1 日の倍数である場合に限ります。）に対応する本サービスの料金等（対象となるサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日が属する料金月の前 6 料金月の 1 日あたりの対象となるサービスの平均料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別途定める方法により算出した額）により算出します。）に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内で、かつ、その総額は、1 日あたりの対象となるサービスの平均料金の30日分相当額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額以下とします。

3　本条第１項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

4　当社は、他の電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、当社が他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービスが利用できなかった本サービス会員全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、本サービス会員に現実に発生した直接かつ通常の損害に限り賠償請求に応じます。

第 18 条（無保証）

当社は、本サービスについて、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、本サービス会員の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

第 19 条（移動無線装置への情報の書き込み）

本サービス会員が購入パターンまたは調達パターンを選択して行った本サービス契約の申し込みを当社が承諾した場合、この承諾により本サービス会員となった方のうち購入パターンを選択した方については、当社からの購入に係る移動無線装置に対し、また、調達パターンを選択した方については、第８条第２項に従いその申し込みをした際に使用した移動無線装置に対し、本サービスを利用するために必要となる情報がオンラインにより書き込まれます。移動無線装置はこの書き込みを受けて初めて本サービスの利用のために使用することができます。

2　本サービス会員は、(1) 前項の書き込みがなされること、および、(2) この書き込みにより移動無線装置に故障、毀損、滅失等が生じても、これらが当社の故意または重大な過失に起因するものでない限り、当社は何らの責任も負わないこと、を承諾します。

第 20 条（会員情報等の取り扱い）

本サービス会員は、当社が、本サービス会員が本サービス契約の申し込みに際して入力または申告した第８条第１項所定の事項（以下「会員情報」といいます。）を次の各号に定める範囲において、利用することに同意していただきます。

(1) 本サービスを提供すること。

(2) 当社または提携先等第三者の商品もしくはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。）を行い、または電話をすること。

(3) 当社が、第24条第２項に規定する業者に対し、レンタル機器の配送等の目的で、レンタル機器の配送のために必要な会員情報を開示すること。

(4) 本サービス会員が第 13 条の規定に基づき本サービス契約を解除した後もレンタル機器を返却しない場合、その本サービス会員に対してレンタル機器の返却の督促を行うこと。

(5) 第１号、第2号または第４号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、会員情報を安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して会員情報の取り扱いについて委託すること。

第 21 条（本サービスの変更または廃止）

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第２条の規定を準用します。

2　当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止により本サービス会員に損害等が生じたとしても、何ら責任を負いません。

第 22 条(契約者端末の取り扱い)

本サービス会員は、自己の費用と責任において、契約者端末を取得および設置するとともに、本サービスの利用にあたり契約者端末を正常に稼働するように維持および管理しなければなりません。移動無線装置に関して購入パターンおよび調達パターンを選択した本サービス会員は、移動無線装置の取得および設置もその費用と責任において行う必要があります。

2　本サービス会員は、移動無線装置を分解もしくは損壊し、または移動無線装置に線条その他の導体を連絡してはなりません。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、または本サービスの利用のための移動無線装置の接続もしくは保守のために必要があるときは、この限りでありません。

3　当社は、本サービス会員が前項の規定を履行しなかったため、もしくは、契約者端末の選択を誤ったため、または、契約者端末の故障その他瑕疵等のため、本サービス会員が本サービスを正常にまたは全く利用できなかったとしても、何ら責任を負いません。

第 22 条の 2(無線事業における利用の禁止)

本サービス会員は、本サービスについて、自らまたは他の電気通信事業者が行う無線事業(電気通信事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービス、携帯電話または PHS に係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。)の用に供してはなりません。

2　前項の規定追加の際限(平成 23 年 6 月 30 日)に、すでにこの特約に基づき提供を受けている本サービスであって無線事業の用に供されているものについては、前項の規定は適用されません。

第 6 章　移動無線装置のレンタル

第 23 条(レンタル機器の種類等)

この特約に従い本サービス会員(料金プランのうち「Step」を選択した本サービス会員に限られ、本条において以下同様とします。)に貸与するレンタル機器の端末タイプの種類は、次のとおりとします。

端末タイプ	内容
USB タイプ	USB 型移動無線装置
ルータタイプ	ルータ機能内蔵型移動無線装置

2　前項の貸与の対象となるレンタル機器は、本サービス専用品です。本サービス以外ではご利用いただけません。

3　レンタル機器の所有権は、本サービス会員に対する納入の前後を問わず、当社または当社指定の第三者に留保され、本サービス会員に移転することはありません。 但し、ルータタイプの移動無線装置に付属の電池パックについては、所有権が本サービス会員に帰属し、第 28 条に定める保証の対象外となります。

第 24 条(レンタル機器の引き渡し等)

当社は、本サービス会員に対し、本サービス会員が第 8 条に定める申し込みのときに指定する日本国内の場所に配送する方法によりレンタル機器を本サービス会員に納入し、かかる納入をもってレンタル機器の引き渡し完了とします。

2　当社は、前項の配送等に係わる業務を当社指定の業者に委託することができます。

3　当社は、前項のレンタル機器の納入時において当社所定のウェブページ上に掲示する性能を備えていることのみを保証し、レンタル機器の商品性または本サービス会員の使用目的への適合性等に関する保証を含め、レンタル機器についてその他の保証を一切しません。

第 25 条(レンタル機器の使用等)

本サービス会員は、この特約に定める条件、レンタル機器に同梱される取扱説明書その他当社の依頼に従い、レンタル機器を善良なる管理者の注意をもって、使用および管理しなければなりません。

2　レンタル機器の使用に必要な電源および電気等に係わる費用は、本サービス会員が負担します。

3　本サービス会員は、レンタル機器の譲渡、転貸、担保権の設定、改造およびその他処分を行ってはならず、また、本サービスを利用する以外の目的でレンタル機器を使用してはなりません。

4　本サービス会員は、レンタル機器に添付された標識等を除去、毀損、汚損等してはなりません。

5　本サービス会員は、レンタル機器を滅失または紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知のうえ、別表 2-3 に定めるレンタル機器の購入代金相当額を当社の別途定める期日まで当社に支払わなければなりません。かかる通知と同時に本サービス契約は終了し、その本サービス会員が本サービスを引き続き利用することを希望する場合は、この特約に従い、新たに本サービス契約の申し込みをする必要があります。

6　本サービス会員は、自己の責に帰すべき事由によりレンタル機器を毀損したときは、直ちにその旨を当社に通知のうえ、レンタル機器の当社所定の修理代金相当額を当社の別途定める期日までに当社に支払わなければなりません。 これに加え、その本サービス会員は、かかる毀損をしたときは、本サービス契約を解除しなければなりません。その本サービス会員が引き続き本サービスを利用することを希望する場合は、 この特約に従い新たに本サービス契約の申し込みを行う必要があります。

第 26 条(レンタル機器の設置等)

本サービス会員は、レンタル機器の設置、設定、移設、撤去等を自己の費用と責任において行わなければなりません。

2　本サービス会員は、レンタル機器と契約者端末(レンタル機器を除きます。)とを接続するために必要となる物品等がある場合、自己の費用と責任においてこれらの物品等を準備しなければなりません。かかる準備を行わないことにより本サービスを利用できない場合であっても、本サービス会員は、第 4 章に従い料金等を支払わなければなりません。

第 27 条(レンタル機器の返却)

本サービス会員は、本サービス契約が解除その他理由を問わず終了した場合、その終了日から 10 日以内にレンタル機器を原状に復したうえで、レンタル機器に係わる付属品がある場合はその付属品とともに、当社の指定する方法に従い返却しなければなりません。この場合、返却に要する費用は、本サービス会員の負担とし、本サービス会員が着払いの方法により返却をした場合は、当社所定の方法によりその本サービス会員に対して返却費用を請求することができます。

2　本サービス会員は、レンタル機器を前項に定める期日までに返却しない場合は(本サービス会員がレンタル機器を紛失または滅失したことにより返却できない場合であって、第 25 条第 5 項に定める支払いをした場合を除きます。)、別表 2－3 に定めるレンタル機器の購入代金相当額を当社の別途定める期日までに当社に支払わなければなりません。当社は、いかなる場合であっても、一旦支払われたその購入代金相当額を一切返金しません。

第 28 条(レンタル機器に関する責任の制限)

当社は、当社の責に帰すべき事由によりレンタル機器に障害が発生し、通常の使用ができなくなったときは、レンタル機器に添付の保証規定に記載の範囲内で、当社の費用において、その修理または交換を行います。当社は、第 24 条第 3 項に定める場合を除き、当該保証規定に記載以外の保証は一切行いません。

2　前項以外の事由に基づきレンタル機器に障害が発生し、通常の使用ができなくなったときは、本サービス会員がその修復に係わる費用を負担します。

3　当社は、レンタル機器の障害に伴い発生した損害については、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、その賠償責任を一切負いません。

4　当社は、本サービス会員によるレンタル機器の使用または管理に起因して発生したいかなる損害についても、一切責任を負わず、本サービス会員は、自己の費用と責任においてこれを解決しなければなりません。

第 29 条(設置場所への立ち入り)

当社は、レンタル機器の機能の維持、拡張、復旧等のため必要があると認めたときは、事前に本サービス会員に通知したうえで、随時レンタル機器の設置場所に立ち入ることができます。

第 30 条(新規申し込みの受付終了)

当社は、平成 24 年 5 月 31 日をもって、レンタルパターンでの本サービス契約の新たな申込みの受付を終了し、平成 24 年 6 月 1 日以降のレンタルパターンでの申込の受付は一切いたしません。

附 則

(改訂)

この特約は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

別表

BIGLOBE サービス「BIGLOBE WiMAX」の料金表

1. 適用

この別表に記載する料金額は、消費税等相当額を抜いた金額です。かかる料金額に加算する消費税相当額は、本サービスのご利用時点の税率に基づき計算します。なお、コンテンツ料金、オプションサービス料金その他の料金につきましては、会員規約所定の料金表に定めるとおりとします。

2. 料金額

2-1 初期費用

申込手数料	3,000 円(税別)

2-2 月額費用

月額基本料		
	Flat	4,060 円(税別)/月
	Step*1	360 円(税別)/月
	Flat 年間パスポート	3,420 円(税別)/月
パケット通信料		0.04 円(税別)/パケット
ファミ得パック利用料		2,362 円(税別)/月
データ端末レンタル料*2		
	USB タイプ	550 円(税別)/月
	ルータタイプ	800 円(税別)/月

備考

*1:月額基本料には、9,050 パケット分のパケット通信料が含まれます。月額基本料とパケット通信料についてはその合計として 4,741 円(税別)/月をもって月々の支払い上限額とし、本料金プラン利用者は、その上限額を超える支払いは不要とします。

*2:データ端末レンタル料は、「Step」利用者が契約した端末タイプの金額をお支払いいただきます。

2-3 レンタル機器の購入代金相当額

USB タイプ	12,190 円(税別)
ルータタイプ	18,857 円(税別)

2-4 契約解除料

「Flat 年間パスポート」の場合		
	当社が本サービスの申し込みの受付の際に、契約解除料に関して特に定める場合	初回定期利用契約期間 9,500 円(税別) 二回目以降 5,000 円(税別)
	上記以外の場合	5,000 円(税別)

以上